

# 平成11年度税制改正の大綱

10.12.20

大蔵省

現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮して、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点から適切な措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

## 一 恒久的な減税等

### 1 恒久的な減税

我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応し、併せて現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人所得課税及び法人課税の制度を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に所得税及び法人税の負担の軽減を図るため、将来を展望した個人所得課税及び法人課税の在り方の見直しを行うまでの間の措置として、以下のような所得税及び法人税の減税を実施することとする。

#### (1) 所得税

##### ① 最高税率の引下げ

最高税率を次のように引き下げる。

現 行	改 正 案
適用課税所得	適用課税所得
3,000万円超の金額 50%	1,800万円超の金額 37%

##### ② 定率減税

イ 定率減税は、その者の所得税額から定率減税の額を控除する。

ロ 定率減税の額は、その年分の所得税額の20%相当額とする。

ただし、20%相当額が25万円を超える場合は、25万円とする。

ハ 定率減税の実施方法は、次による。

#### (イ) 給与所得者に係る定率減税

i 給与等につき源泉徴収をすべき所得税の額は、定率減税を織り込んだ税額表に定める税額とする。

ii 年末調整の際に、年税額から定率減税の額を控除する。

#### (ロ) 公的年金等の受給者に係る定率減税

公的年金等につき源泉徴収をすべき所得税の額から当該所得税の額の20%相当額を控除する。

ただし、20%相当額が20,850円にその公的年金等の支給の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額を超える場合には、当該計算した金額を限度とする。

(ハ) 事業所得者等に係る定率減税

- i 予定納税基準額は、定率減税を織り込んで計算する。
- ii 確定申告書の提出の際に、その年分の所得税額から定率減税の額を控除する。

(注) 平成11年分所得税に係る予定納税基準額の計算については、所要の経過措置を講ずる。

③ 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額の加算

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額は、現行の扶養控除の額(38万円)に10万円を加算した額とする。

④ 特定扶養親族に係る扶養控除額の加算

特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額は、現行の扶養控除の額(58万円)に5万円を加算した額とする。

⑤ 適用関係

イ 上記①、②イ、③及び④の措置は、平成11年分以後の所得税について適用する。

ロ 上記②ハ(イ) i の措置は、平成11年4月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

ハ 上記②ハ(ロ) の措置は、平成11年4月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

(2) 法人税

法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

	現 行	改正案
普通法人の税率	34.5%	30%
中小法人の軽減税率	25%	22%
公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の軽減税率	25%	22%
特定の協同組合等の特例税率	30%	26%

(注) 上記の法人税率の改正に伴い、法人の清算所得に対する法人税率についても所要の改正を行う。

(備考1)

将来を展望した所得税及び法人税の課税の在り方については、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、今後の我が国の経済の状況等を見極めつつ、個人所得課税及び法人課税の在り方と一体で、その見直しを行うものとする。

(備考2)

連結納税制度については、専門的・実務的な観点から、本格的な分析・検討を行う。

2 たばこ税

恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、

当分の間の措置として、たばこ税の税率を次のように引き下げる。

(1) 税率

	現 行	改正案
製造たばこ（旧3級品を除く）	3,126円 / 千本	2,716円 / 千本
旧3級品の製造たばこ	1,484円 / 千本	1,289円 / 千本

（注）旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成11年5月1日から実施する。

二 住宅・土地税制

1 住宅税制

(1) 住宅ローン減税の実施

住宅借入金等に係る税額控除制度を、次のように改組する。

- ① 平成11年又は12年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び控除期間を次のように改める。

現 行		改 正 案	
住宅借入金等 の年末残高	控除期間及び控除率	住宅借入金等 の年末残高	控除期間 及び控除 率
	当初2年間 残り4年間		
・ 1,000万円 以下の部分	2%（平成 12年居住分 は、1.5%）	・ 5,000万円 以下の部分	・ 1年目から 6年目まで 1%
	1%		
・ 1,000万円 超 2,000万 円以下の部 分			
・ 2,000万円 超 3,000万 円以下の部 分	0.5%		・ 12年目から 15年目まで 0.5%

（注）平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した者については、新制度と現行制度との選択適用を認める所要の経過措置を講ずる。

- ② 適用対象となる住宅借入金等の範囲に、新築住宅又は既存住宅とともに取得をする土地等でこれらの住宅の敷地の用に供されるものの当該取得に要する資金に充てるためにこれらの住宅の取得に係る借入金等と一体として借り入れた償還期間10年以上の借入金等を加える。
- ③ 適用対象となる新築住宅又は既存住宅の床面積要件の上限（現行 240㎡）を撤廃する。

- ④ 適用対象となる既存住宅の築後経過年数要件について、耐火建築物にあっては25年以内（現行20年以内）、耐火建築物以外の建築物にあっては20年以内（現行15年以内）にそれぞれ緩和する。
- （注）上記②から④までの改正は、平成11年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用する。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅取得促進税制の控除額の特例措置を、上記(1)の住宅借入金等に係る税額控除制度との選択により、現行の特例による控除額及び控除期間の適用を受けることができることとする特例制度に改組する。
- (3) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、買換資産である家屋の床面積要件の上限（現行 240㎡）を撤廃した上、上記(1)の住宅借入金等に係る税額控除制度との併用を認める。
- （注）上記の措置は、平成11年1月1日以後に譲渡をした対象住宅に係る譲渡損失について適用する。
- (4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を平成12年12月31日までとする。
- ① 特例の計算限度額を 1,500万円（現行 1,000万円）に引き上げる。
- ② 適用対象となる新築住宅又は既存住宅の床面積要件について、上限（現行 240㎡）を撤廃する。
- ③ 適用対象となる既存住宅の築後経過年数要件について、耐火建築物にあっては25年以内（現行20年以内）、耐火建築物以外の建築物にあっては20年以内（現行15年以内）にそれぞれ緩和する。
- （注）上記の改正は、平成11年1月1日以後に贈与により取得した住宅取得資金に係る贈与税について適用する。
- (5) 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる住宅の床面積要件の上限（現行 240㎡）を撤廃した上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
- ① 適用対象となる新築住宅又は既存住宅の床面積要件について、上限（現行 240㎡）を撤廃する。
- ② 適用対象となる既存住宅の築後経過年数要件について、耐火建築物にあっては25年以内（現行20年以内）、耐火建築物以外の建築物にあっては20年以内（現行15年以内）にそれぞれ緩和する。
- (7) 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
- ① 適用対象となる新築住宅又は既存住宅の床面積要件について、上限（現行 240㎡）を撤廃する。
- ② 適用対象となる既存住宅の築後経過年数要件について、耐火建築物にあっては25年以内（現行20年以内）、耐火建築物以外の建築物にあっては20年以内（現行

15年以内)にそれぞれ緩和する。

(注) 上記(5)から(7)までの適用対象となる住宅の要件の改正は、平成11年4月1日以後に新築又は取得をする住宅用家屋に係る登録免許税について適用する。

## 2 土地税制

(1) 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得については、次により課税する特例措置を講ずる。

現 行 ( 特 例 措 置 )		改 正 案	
・ 特別控除後の譲渡益		・ 特別控除後の譲渡益	一律20%
6,000万円以下の部分	20%		
・ 特別控除後の譲渡益			
6,000万円超の部分	25%		

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となる特定の民間再開発事業の範囲に、現行の適用対象区域内で行われる都市再開発法の認定再開発事業で一定のものを加える。

(注) 上記の改正は、平成11年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(3) 民間都市開発の推進に関する特別措置法等の一部を改正する法律(仮称)の制定に伴い、次の措置を講ずる。

① 低未利用地を集約化して民間都市開発事業の事業用地とする計画で同法による改正後の法律の規定により当該計画を支援すべき旨の建設大臣の認定を受けたものに定められた一団の土地(一定の要件を満たすものに限る。)の区域内にある当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の有する土地等に隣接する土地等(棚卸資産その他これに準ずる資産を除く。)を有する個人又は法人が、平成14年3月31日までの間に、当該計画に従って、当該隣接する土地等と当該認定事業者の有する一定の土地等との交換をしたときは、一定の要件の下で、当該隣接する土地等の交換がなかったものとして、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認める。

② 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、都市計画施設である道路予定地の区域内の土地等が一定の要件の下で民間都市開発推進機構により買い取られる場合を加える。

③ 上記①の建設大臣の認定を受けた計画に従って、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、認定事業者の有する一定の土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の30(本則1,000分の50)に軽減する措置を創設する。

(4) 都市再開発法の一部改正に伴い、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、都市計画法第56条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、当該第一種市街地再開発事業の事業認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合を加える。

(5) 国、地方公共団体等が第一種市街地再開発事業として行う公共施設の整備等に関する事業の用に供するための土地等の買取りについて、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象とされる当該土地等

の所在する地区の範囲に、都市計画に都市再開発法のいわゆる2項地区として定められた地区を加える。

(注)上記の改正は、平成11年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除及び大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例における国土利用計画法の許可又は届出・不勧告の要件を廃止する。

(7) 短期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得に対する軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件については、平成12年12月31日までその適用を停止する。

(注)上記(6)及び(7)の改正は、平成11年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(8) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の認定を受けた者が行う長期所有土地等から一定の減価償却資産への買換え特例について、その適用期限(認定期限)を2年延長する。

(9) 土地に関する登記のうち課税標準が不動産の価額であるものに係る登録免許税の課税標準の特例について、固定資産課税台帳の登録価格に乗じる割合を3分の1(現行100分の40)に引き下げる。

(注)上記の改正は、平成11年4月1日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

(10) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用対象に、軽減税率を1,000分の1(本則1,000分の2)として、抵当権の移転登記を追加する。

(11) 一定の認定再開発事業に係る事業区域内の土地等の従前の権利者が、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、当該認定再開発事業により土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の25(本則1,000分の50)に軽減する措置を創設する。

(12) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

(13) 阪神・淡路大震災により滅失した家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡に係る居住用財産の譲渡所得の課税の特例の譲渡期間要件を、災害があった日から平成12年3月31日まで(本則 災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日まで)の間とする特例措置を講ずる。

(14) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が地方公共団体等に買い取られる場合における特定土地区画整理事業等に係る2,000万円特別控除の特例の適用期限を1年延長する。

### 三 投資促進税制

1 個人事業者又は法人が、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に、取得

価額 100万円未満の特定の情報通信機器を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入を認める情報通信機器の即時償却制度を創設する。

- 2 中小企業投資促進税制について、適用対象となる貨物自動車の範囲を拡充した上、中小企業者等が平成12年5月31日までの間に一定の機械装置、器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得し、製造業、建設業等の用に供した場合には、取得価額の100分の7の特別税額控除又は取得価額の100分の30の特別償却の選択適用（リース資産についても特別税額控除を適用）を認める。
- 3 中小企業技術基盤強化税制について、平成12年3月31日までの間に開始する事業年度（平成12年分）については特別税額控除割合を100分の10とした上、その適用期限を2年延長する。

（注）平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始する事業年度（平成13年分）については特別税額控除割合は100分の6とする。

#### 四 金融関係税制

##### 1 有価証券取引税及び取引所税の廃止等

- (1) 有価証券取引税は、平成11年3月31日をもって廃止する。
- (2) 取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止する。
- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年3月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。

##### 2 円の国際化に資する税制上の措置

- (1) 非居住者・外国法人の受け取る一括登録国債の利子に対する源泉徴収の免除等
  - ① 非居住者・外国法人（国内に営業所等を有する金融機関等一定の者を除く。）が支払を受ける一括登録国債の利子については、次のイからハまでを要件として、その利子計算期間のうち当該国債が一括登録を受けている期間に対応する部分の金額に対する所得税を課さないこととし、源泉徴収を免除する。
    - イ 非居住者・外国法人が、金融機関等の国内の営業所において、最初に国債振替決済制度の寄託口座に対象国債の寄託を行う際、非課税の適用を受ける旨、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地等一定の事項を記載した申告書を、当該金融機関等及び利子支払者を經由して税務署長に提出していること
    - ロ 非居住者・外国法人は、上記イの申告書を提出する際、上記イの金融機関等に対し本人確認書類を提示することとし、かつ、当該金融機関等により氏名又は名称及び住所又は所在地につき確認を受けていること
    - ハ 非居住者・外国法人が当該国債の利子の支払を受ける時まで、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地、当該国債の一括登録期間等を証する書類が、上記イの金融機関等から利子支払者を經由して税務署長に提出されていること
  - ② 非居住者・外国法人がその利子計算期間の中途において取得した国債で次に掲げる要件を満たすものについては、当該国債の前保有者の一括登録期間を非居住者・外国法人の一括登録期間に含めることとする。

（注）平成13年1月1日前に利子の計算期間が開始する国債については、一括登録期間に関する特例措置を講ずる。

イ 非居住者、外国法人、指定金融機関等又は公共法人等が保有していた一括登録国債であること

ロ 前保有者の国債の一括登録期間と非居住者・外国法人の国債の一括登録期間とが継続していること

ハ 非居住者・外国法人から国債の寄託を受けている金融機関等が、前保有者から国債の寄託を受けていた金融機関等から前保有者の一括登録期間等一定の事項につき書面により通知を受けていること

③ 上記①の源泉徴収免除の適用を受ける非居住者・外国法人に対して利子の支払をする者は、その非居住者・外国法人の氏名又は名称及び住所又は所在地、利子の支払総額等一定の事項を記載した調書を税務署長に提出しなければならないものとする。

(注) 上記①から③までの措置は、平成11年9月1日以後にその計算期間が開始する利子について適用する。

(2) 指定金融機関等の源泉徴収免除制度及び公共法人等の利子非課税制度について、対象となる国債利子の範囲から個別登録国債の利子を除外する。

(注) 上記の改正は、平成13年1月1日以後にその計算期間が開始する利子について適用する。

(3) 特定短期国債等に係る源泉徴収の免除等

① 短期国債及び政府短期証券(その発行されるもののすべてが発行と同時に一括登録されるものに限る。以下「特定短期国債等」という。)については、その発行時における券面金額から発行価額を控除した金額に対する所得税の源泉徴収を免除する。

(注) 短期国債には、平成11年4月以降に発行が予定されている償還期間が6か月超1年以下のものを含めることとする。

② 外国法人が特定短期国債等(その発行日から償還日までの期間を通じて一括登録がされていたものとして一定の証明がされたものに限る。)につき支払を受ける償還差益(一定のものを除く。)については、法人税を課さない。

③ 特定短期国債等については、上記①の措置を講ずることに伴い、次の本人確認、支払調書の提出等の制度を整備することとする。

イ 告知書の提出等及び本人確認

(イ) 顧客(公共法人、参加者である金融機関等一定の者を除く。)が、平成11年4月1日以後最初に国債振替決済制度の寄託口座による特定短期国債等の寄託を行う場合には、その者は、その者の氏名又は名称及び住所等一定の事項を記載した告知書を当該寄託口座に係る金融機関等に提出しなければならないものとし、当該金融機関等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

(ロ) 国債振替決済制度の寄託口座を通じないで特定短期国債等を法人に譲渡する者(公共法人その他の一定の者を除く。)が当該法人から国内においてその譲渡対価の受領をする場合には、その者の氏名又は名称及び住所を当該法人に告知しなければならないものとし、当該法人は、一定の公的書類により



本人確認をしなければならないものとする。

- (ハ) 国内において特定短期国債等の償還金等の支払を受ける者（公共法人その他の一定の者を除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所等一定の事項を記載した告知書を当該償還金等の支払の取扱者等に提出しなければならないものとし、当該支払の取扱者等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、上記(イ)による本人確認を受けている寄託口座を通じて特定短期国債等の償還を受ける場合には、簡易な方法による本人確認の特例措置を講ずる。

#### ロ 支払調書の提出

次に掲げる者は、それぞれ次の支払に関する調書を、その支払日の属する年の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならない。

(イ) 個人又は法人（公共法人、参加者である金融機関等一定の者を除く。）に対し国内において特定短期国債等の譲渡対価の支払をする法人

(ロ) 個人又は法人（公共法人、参加者である金融機関等一定の者を除く。）に対し国内において特定短期国債等の償還金等の支払をする者

（注）上記(イ)及び(ロ)の支払調書の提出については、磁気テープ等の提出をもって代えられる特例措置を講ずる。

#### ハ その他

上記イ及びロの整備に伴い、国税職員の質問検査権及び義務違反に対する罰則の整備を行う。

（注）上記①から③までの措置は、平成11年4月1日以後に発行される短期国債及び政府短期証券について適用する。

## 五 社会経済情勢の変化への対応

### 1 新たな事業活動の促進

(1) 新事業創出促進法の制定に関連して、次の措置を講ずる。

- ① 設立後5年以内の法人である中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。
- ② 新事業創出促進法の中核的支援機関である公益法人の特定の業務に係る基金に充てるための負担金について、損金算入を認める。
- ③ 高度技術産業集積地域内において、高度技術工業を営む法人が取得等をする機械装置及び建物等について、一定の要件の下に、取得価額の100分の15（建物等は100分の8）の特別償却を認める。
- ④ 新事業創出促進法の中核的支援機関が、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、同法に規定する基本構想に定められたところにより不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の3（本則1,000分の6）に軽減する措置を創設する。
- ⑤ 新事業創出促進法の規定により特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の承認とみなされた承認に係る登記に対する登録免許税について、同法に係

る承認の場合と同様の軽減措置を認める。

- (2) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。
- (3) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者など特定の中小企業者に係る欠損金の繰越期間の特例制度の適用期限を2年延長する。

## 2 研究開発及び情報化の促進

- (1) 増加試験研究費の特別税額控除制度を次のように改組した上、その適用期限を2年延長する。なお、基盤技術研究開発促進税制、特別試験研究促進税制、特定試験研究会社に係る特例及び特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る特例は廃止する。
  - ① 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額のうち多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合（当期の試験研究費の額が、前期及び前々期の試験研究費の額を超える場合に限る。）には、その超える部分の金額の100分の15相当額の特別税額控除を認める。
  - ② 特別税額控除限度額は、当期の税額の100分の12相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その支出額の100分の15相当額を加算することとし、当期の税額の100分の14相当額を限度とする。）とする。
- (2) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、施設規模要件を緩和した上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 特定電気通信設備の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 地域の放送事業者又はローカル番組の制作を行う事業者が取得する放送番組の効率的な制作等に資する一定のデジタル化設備について、取得価額の100分の15の特別償却を認める。
  - ② 電気通信利便性設備に係る措置について、対象設備を拡充し、償却割合を100分の7（現行100分の8）に引き下げる。
  - ③ 電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る措置について、償却割合を100分の9（現行100分の11）に引き下げる。
  - ④ 電波共同利用設備に係る措置を廃止する。
- (4) プログラム等準備金制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - ① 汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る準備金について、その積立率（現行100分の10）を100分の13（収入金額50億円超の部分については100分の5）とする。
  - ② 汎用プログラムのうち制御プログラム以外のものの開発費用に係る準備金について、その積立率（現行100分の20）を100分の23（収入金額100億円超の部分については100分の15）とする。
  - ③ 情報処理システムの企画等に要する費用に係る準備金及びデータベースの構成に要する費用に係る準備金について、その積立率を100分の9（現行100分の

10) に引き下げる。

- ④ 統合情報処理システムサービスの補修費用に係る準備金について、積立限度額の計算の基礎となる収入金額の上限を100億円とする。

### 3 企業組織の変更への対応

(1) 商法改正による株式交換・株式移転制度（仮称）の創設に伴い、次の措置を講ずる。

① 株式交換又は株式移転が行われた場合において、その株式交換又は株式移転により子会社となる会社の株式の親会社となる会社における受入価額が株主の帳簿価額の合計額以下であると認められること等の要件を満たすときには、子会社株式の取得価額の引継ぎによる課税の繰延べを認める。

② 株式移転により子会社となる会社（新子会社）が親会社となる会社（新親会社）に対してその株式移転後に譲渡する全額出資の子会社の株式について、新親会社が新子会社の譲渡直前の帳簿価額を取得価額とすること等の要件を満たすときには、譲渡益に対する課税を行わない。

(2) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づき共同で事業革新計画の承認を受けた特定事業者が、共同出資子会社を設立する際に現物出資をした場合に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める措置を講ずる。

### 4 相続税の小規模宅地等の特例の拡充

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の措置を講ずる。

(1) 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡までの部分（現行200㎡までの部分）に拡大する。

(2) 上記(1)の宅地等と他の特例適用対象宅地等との両方がある場合には、適用対象面積の調整を行う。

（注）上記の改正は、平成11年1月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

### 5 利子税等の軽減

利子税等について、暫定的な措置として、次の特例を設ける。

(1) 利子税（相続税及び贈与税の利子税を除く。）、延滞税（年7.3%の割合の部分に限る。）及び還付加算金の割合は、各年の前年の11月末日の公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年内においては、当該公定歩合に年4%を加算した割合とする。

(2) 相続税及び贈与税の利子税の割合は、各分納期間の開始の日の属する月の2月前の月の末日（納税猶予等に係る利子税については、各年の前年の11月末日）の公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、当該分納期間等においては、これらの利子税の現行の割合に、当該公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に占める割合を乗じて計算した割合とする。

（注）上記(1)及び(2)の改正は、平成12年1月1日以後の期間に対応する利子税等について適用する。

### 6 特別法人税の適用停止

退職年金等積立金に係る法人税（特別法人税）について、2年間の時限措置として、その適用を停止する。

## 7 その他

- (1) 上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- (2) 中小企業経営革新支援法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。なお、同法の制定に伴い、中小企業近代化促進法及び特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に関連する特別措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止する。
  - ① 経営革新計画（仮称）に従って中小企業者が取得する一定の機械装置について、取得価額の100分の7の特別税額控除又は取得価額の100分の30の特別償却の選択適用（リース資産についても特別税額控除を適用）を認める。
  - ② 緊急・特別支援計画（仮称）の承認を受けた商工組合等の構成員である中小企業者が所有する機械装置等について、5年間普通償却限度額の100分の27の割増償却を認める。
  - ③ 経営革新計画（仮称）又は緊急・特別支援計画（仮称）の承認を受けた商工組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費の特別税額控除制度の対象に加えるとともに、商工組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。
  - ④ 経営革新計画（仮称）の承認を受けた中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。
- (3) 持続的農業導入促進法（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた営農計画（仮称）に基づき取得した持続的農業生産方式の導入に必要な農業用減価償却資産を中小企業等基盤強化税制の適用対象に加え、取得価額の100分の7の特別税額控除又は取得価額の100分の30の特別償却の選択適用（リース資産についても特別税額控除を適用）を認める。
- (4) 畜産有機質資源利用促進法（仮称）の制定に伴い、畜産を営む者が取得する家畜ふん尿管理用設備について、取得価額の100分の16の特別償却を認める措置を講ずる。
- (5) 農業共済組合が、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、合併により取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の2（本則1,000分の6）に軽減する措置を創設する。
- (6) 農業協同組合が、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に、農業協同組合法の規定により農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の権利の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の6（本則1,000分の25）等に軽減する措置を創設する。
- (7) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、特例の適用対象となる船舶の範囲に、船齢5年以内の一定の船舶を追加する。
- (8) 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる島等をいう。）の地域内の地点と本邦内の地点との間の路線のうち一定の

路線を航行する航空機（定期航空運送事業者等の行う旅客の運送の用に供されるものに限る。）に積み込まれる航空機燃料（当該路線で消費される部分に限る。）に係る航空機燃料税の税率を、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間の措置として、19,500円 / kl（本則26,000円 / kl）に引き下げる。

## 六 沖縄振興

沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、特例税率を13,000円 / kl（現行15,600円 / kl）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成11年7月1日から実施する。

## 七 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

### 1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却
- (2) 繊維産業構造改善事業計画等を実施する特定商工組合等の構成員の機械等の割増償却
- (3) 海洋油田・ガス田廃鉱準備金
- (4) 湯水準備金
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業により取得した農用地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

### 2 縮減等

#### (1) 税額控除等

- ① エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、特別税額控除の適用を中小企業者等に限ることとするほか、基準取得価額の見直しを行う。
- ② 中小企業等基盤強化税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - イ 農業機械化促進法の特定高性能農業機械に係る措置を廃止する。
  - ロ 中小企業等関係立法に係る取得分の特別税額控除の適用対象を個人事業者、資本金3,000万円以下の法人及び農業協同組合等に限ることとする。
- ハ 卸・小売業等に係る事業基盤強化設備の範囲の見直しを行う。
- ニ リース税額控除の対象設備のリース費用総額要件を、機械装置にあっては370万円以上（現行320万円以上）に、器具備品にあっては160万円以上（現行140万円以上）にそれぞれ引き上げる。
- ③ 製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は特別税額控除制度について、製造用機械の割増償却措置を廃止し、適用要件を見直した上、特別税額控除額について所要の引上げを行う。
- ④ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、対象取引から特許権等の提供を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- ⑤ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金額1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を100分の20、100分の14及び100分の10（現行100分の21、100分の15及び100分の11）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 特別償却

- ① 公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を、一般公害防止用設備については100分の16（現行100分の18）に、産業廃棄物処理特定施設については100分の17（現行100分の19）にそれぞれ引き下げるほか、更新投資及び大企業の新増設投資に係る性能基準、大企業の基準取得価額並びに脱特定物質対応型設備の対象範囲の見直しを行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。
- ② 船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ③ 航空機の特別償却制度について、適用対象となる航空機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ④ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、償却割合を、多極分散型国土形成促進法に係る措置にあっては100分の8（現行100分の9）に、大阪湾臨海地域開発整備法に係る措置にあっては100分の11（現行100分の12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑤ 地震防災対策用資産の特別償却制度について、落下物対策工事に係る措置及び耐震改修工事に係る措置を適用対象から除外するとともに、償却割合を100分の12（現行100分の13）に引き下げる。
- ⑥ 事業革新設備等の特別償却制度について、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る措置の償却割合を100分の18（現行100分の25）に引き下げるとともに、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ⑦ 特定余暇利用施設の特別償却制度について、基本構想の変更承認の場合の適用期間等の見直しを行った上、当該変更承認の期限を2年延長する。
- ⑧ 商業施設等の特別償却制度について、適用対象に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中心市街地食品流通円滑化事業に係る商業施設等を追加するとともに、食品流通構造改善促進法に係る措置の対象施設の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ⑨ 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却制度について、適用対象となる取得期間を基本計画承認後7年以内から9年以内（その末日が平成16年3月31日後である場合には、同日まで）に延長し、当該延長期間に係る償却割合を、基本計画承認後7年超8年以内の期間にあっては100分の8と、8年超9年以内の期間にあっては100分の6とする。
- ⑩ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、償却割合を、機械装置にあっては100分の12（現行100分の13）に、建物等にあっては100分の6（現行100分の7）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑪ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、水源地域に係る措

置を除き償却割合を、機械装置にあっては 100分の12（現行 100分の13）に、建物等にあっては 100分の7（現行 100分の8）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年（過疎地域については、法律の期限まで）延長する。

- ⑫ 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、償却割合を、機械装置にあっては 100分の12（現行 100分の13）に、建物等にあっては 100分の7（現行 100分の8）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑬ 産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、償却割合を次のとおり引き下げた上、その適用期限を産炭地域振興臨時措置法の期限である平成13年11月12日まで延長する。

		現 行	改正案
産 炭 地 域	機械装置	100分の12	100分の10
	建 物 等	100分の6	100分の5
稼行炭鉱地域	機械装置	100分の18	100分の12
	建 物 等	100分の9	100分の6
新規閉山地区	機械装置	100分の22	100分の16
	建 物 等	100分の11	100分の8

- ⑭ 医療用機器等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
  - イ 共同利用医療用機器に係る特例措置を廃止する。
  - ロ 看護業務省力化機器に係る特例措置について、対象機器を見直した上、償却割合を 100分の16（現行 100分の18）に引き下げる。
  - ハ 特定民間施設に係る特例措置について、その償却割合を 100分の8（現行 100分の12）に引き下げる。
  - ニ 老人性痴呆疾患療養病棟に係る割増償却の適用要件を緩和する。
- ⑮ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象建築物に一定の認定再開発建築物を追加するほか、対象建築物の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ⑯ 鉱業用坑道等の特別償却制度について、通気坑道及び排水坑道に係る割増償却措置を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- ⑰ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度及び鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、適用対象となる組合の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(3) 準備金等

- ① 海外投資等損失準備金制度について、適用対象となる特定株式等の範囲から特定海外事業（投資）法人及び特定海外経済協力事業（投資）法人の株式等を除外する。
- ② ガス熱量変更準備金制度について、対象法人から一定の大規模事業者を除外する。
- ③ 計画造林準備金制度について、積立限度額の計算の基礎となる1ヘクタール当

たりの金額を13万円（現行15万円）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

- ④ 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から伝統的工艺品産業の振興に資する業務及び電気通信基盤充実臨時措置法の人材研修事業に関する業務に充てるための負担金を除外する。
  - ⑤ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る欠損金の繰越期間の特例制度について、対象設備の範囲を見直すとともに、繰越期間を7年（現行10年）とした上、その適用期限を2年延長する。
  - ⑥ 内航船舶から他の減価償却資産への買換えの場合の課税の特例制度について、対象法人及び船舶の範囲の見直しを行う。
- (4) 農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の15（現行1,000分の12）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

### 3 適用期限の延長

- (1) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。
- (2) 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
- (3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。
- (4) その他、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度等について、その適用期限の延長を行う。

## 八 その他

- 1 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を加える。
- 2 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的利益の非課税の特例の対象とならない経済的利益及び住宅借入金等に係る税額控除制度の対象とならない住宅借入金等に係る利率等については、現行の3%基準を金利の動向等を勘案して利率等を定める方式に改める。
- 3 住宅・都市整備公団の廃止に伴い設立される新公団が発行する割引債の償還差益については、その発行時における所得税の源泉徴収の対象としないこととする。これに併せ、当該新公団、住宅金融公庫等が発行する割引債の償還差益を本人確認・支払調書制度の対象とするとともに、これらの割引債については、公社債等の譲渡益非課税制度の対象から除外する。
- 4 土地改良事業団体連合会の収益事業の適用除外の範囲に、国等からの委託を受けて行う事業を加える。
- 5 寄附金の損金不算入に対する特例制度等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、重度身体障害者等を多数雇用する事業主を構成員とし、重度身体障害者等の雇用に関する調査、研究、啓発等の業務を行うことを主たる目的とする法人でその業務の範囲が全国の区域に及ぶものを加える。
- 6 適格退職年金について、運用委託先を変更する場合に証券による現物移管を認める



等所要の整備を行う。

7 保険会社のトレーディング取引に時価法が導入されることに伴い、法人税の課税所得の計算について所要の整備を行う。

8 その他所要の税制の整備を行う。

(備考) 平成11年度の税制改正による増減収額は、別添(参考)のとおりと見込まれる。

(参考)

平成11年度税制改正による増減収額概算

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
恒久的な減税等		
恒久的な減税		
所得税		
・ 最高税率の引下げ及び定率減税の実施	29,100	33,160
・ 扶養控除の特例の創設	2,850	2,850
法人税の税率の引下げ	16,940	10,610
(小計 + )	( 48,890 )	( 46,620 )
たばこ税の国・地方間の税率の変更	1,340	1,240
住宅・土地税制	13,120	850
投資促進税制	4,470	3,370
金融関係税制	1,930	1,990
その他		
相続税の小規模宅地等の特例の拡充	770	400
特別法人税の適用停止	2,000	2,000
その他	480	0
合 計	73,000	56,470

(注) 上表のほか、航空機燃料税の軽減に伴う特別会計分の減収額は、平年度4億円、初年度3億円と見込まれる。

法人税の税率の引下げによる平年度減収額は、法人事業税が翌年度に損金算入される影響を勘案した場合、15,330億円と見込まれる。

住宅・土地税制の改正のうち住宅取得促進税制の改組による平年度減収額(12,310億円)は、平成11年及び12年中の取得について、現行税制に比して増加する減収額の合計としている。

上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。